

船舶事故調査報告書

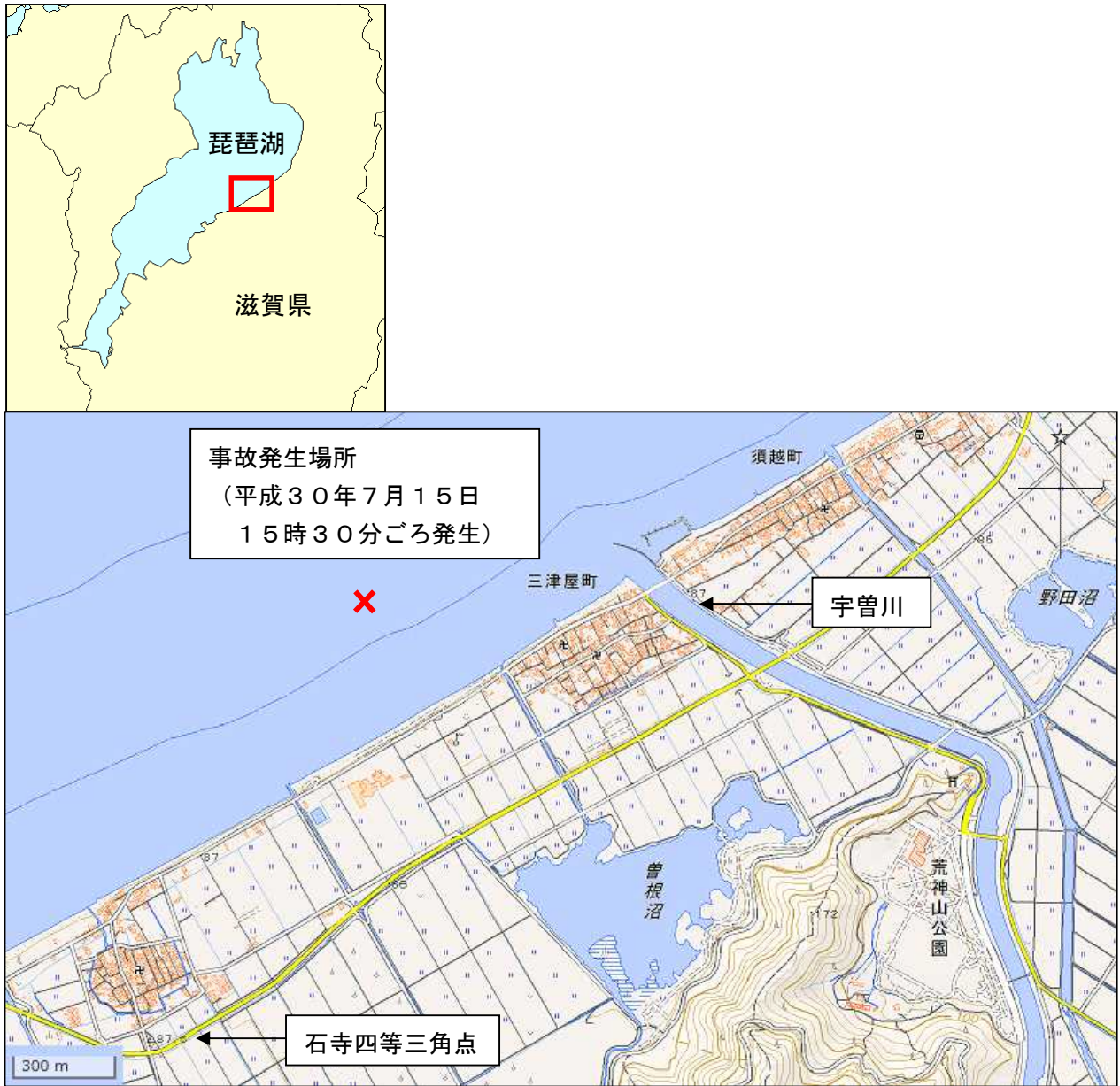
平成31年1月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年7月15日 15時30分ごろ
発生場所	滋賀県彦根市宇曾川河口西方沖（琵琶湖東部） 石寺四等三角点から真方位024° 1,470m付近 （概位 北緯35° 14.9′ 東経136° 11.1′）
事故の概要	水上オートバイ ^{レジスタンス} RESISTANCEは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成30年7月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ RESISTANCE、0.1トン 244-21703滋賀、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、112kW、平成18年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 31歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年6月14日 免許証交付日 平成30年3月8日 （平成35年6月13日まで有効） 搭乗者A 女性 24歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.2m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか2人（以下「搭乗者B」及び「搭乗者C」という。）を乗せたソファー型の浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mのロープを使用してえい航しながら、宇曾川河口西方沖で遊走していた。 本船は、船長が、約10秒に1回船尾方を振り返って本件浮体の状況を確認して、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で直進及び旋回を繰り返した。 本船は、船長が、搭乗者を楽ませる目的で、約40km/hに増速

	<p>しながら左旋回した際、平成30年7月15日15時30分ごろ、本件浮体が遠心力により振られて右舷側に転覆し、搭乗者A及び搭乗者Bが湖面に投げ出された。</p> <p>搭乗者Aは、湖面に投げ出された際、右手を取っ手から離したものの、左手を取っ手から離すのが遅れ、左腕がねじれて負傷した。</p> <p>搭乗者Cは、転覆後も取っ手から手を離さなかったため、湖面に投げ出されなかった。</p> <p>本船は、船長が、腕の痛みを訴えた搭乗者Aを船尾部に乗せ、搭乗者B及び搭乗者Cを乗せた本件浮体をえい航し、宇曾川河口西方沖の湖岸に戻った。</p> <p>搭乗者Aは、湖岸にいた船長の知人が要請した救急車で病院に搬送され、左上腕骨骨幹部骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 搭乗者の位置 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成25年6月に特殊小型船舶操縦免許を取得して以来、水上オートバイを操縦した経験が約10回、浮体をえい航した経験が約5回あった。</p> <p>船長及び搭乗者は、全員が救命胴衣を着用しており、飲酒はしていなかった。</p> <p>本件浮体は、長さ約2.2m、幅約1.8mの楕円形で、中央部やや後方に横方向の背もたれが設けられ、同背もたれの前部及び後部にそれぞれ2人分の座席があり、製造業者のウェブサイトの情報によれば、前部席は、背もたれに背をつき前方を向いて座り、後部席は、背もたれの後方で膝を立てて前方を向いて乗るよう設計されていた。</p> <p>本事故当時、搭乗者Aは後部右側席で、搭乗者Bは後部左側席で、それぞれ背もたれに背をつけて後方を向き、両手で取っ手をつかんで座り、搭乗者Cは前部席で前方を向き、両手で取っ手をつかんで座っていた。</p> <p>搭乗者Aは、浮体に搭乗してえい航された経験が豊富であった。</p> <p>本件浮体の取扱説明書には以下の記載があったが、本件浮体は事故発生当日と一緒に遊びに来ていた知人の所有物であり、船長は取扱説明書の内容を知らなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮体搭乗者を監視するため、水上オートバイには常に操縦者以外の者を1人乗せること。 ・浮体搭乗者が大人であれば約3.2km/h、子供であれば約2.4km/hを決して超えないこと。 ・浮体が転覆するような高速または急な旋回は決して行わないこと。 <p>滋賀県琵琶湖等水上安全条例には、次のとおり定められている。</p> <p>(プレジャーボートの操船者の守るべき事項)</p> <p>第9条の3第3項 プレジャーボートの操船者は、水上スキー等に</p>

	人を乗せてけん引する場合は、当該プレジャーボートの同乗者に監視させる等後方の安全の確認に努めなければならない。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、宇曾川河口西方沖において、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、本件浮体の取扱説明書に記載された制限速力を超えた高速で旋回したことから、本件浮体が遠心力により振られて右舷側に転覆し、搭乗者Aが湖面に投げ出され、左手を取っ手から離すのが遅れて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、宇曾川河口西方沖において、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、本件浮体の取扱説明書に記載された制限速力を超えた高速で旋回したため、本件浮体が遠心力により振られて右舷側に転覆し、搭乗者Aが湖面に投げ出され、左手を取っ手から離すのが遅れたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水上オートバイで浮体をえい航する際は、浮体が転覆するような高速で旋回しないこと。 ・ 船長は、本船に浮体の見張り役を同乗させることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院Webサイトの地理院地図使用

付図2 搭乗者の位置

